

## 「第3期大阪市スポーツ振興計画策定にかかる有識者会議」開催要綱

### (目的)

第1条 市長は、大阪市のスポーツ施策を総合的、効果的に推進するためのアクションプランである『第3期大阪市スポーツ振興計画』を策定するにあたり、外部有識者から専門的見地による意見等を聴取するため、第3期大阪市スポーツ振興計画策定にかかる有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

### (聴取事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 現計画に基づく取組みの進捗状況及び課題に関すること
- (2) 今後の本市スポーツ行政のあり方に関すること
- (3) 第3期大阪市スポーツ振興計画具体的な方向性に関すること
- (4) 前3号に掲げるものほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

### (会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから市長が委嘱する。

### (座長)

第4条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

### (開催期間)

第5条 会議は、令和9年9月30日までとする。

### (事務局)

第6条 事務局は、経済戦略局スポーツ部スポーツ課が担うものとする。

### 附 則

この要綱は、令和7年10月31日から施行する。